

## ○柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員昇格・昇任試験制度実施規程

平成21年12月1日

組合規程第 39号

### (目的)

第1条 この規程は、職員の昇格・昇任に対する希望を尊重し、昇格・昇任試験制度により「荘長」並びに「荘長代理」及び「事務長」の職に昇格・昇任させることにより、職員の意欲向上を図り、もって組織の活性化を図ることを目的とする。

### (対象職員)

第2条 昇格・昇給試験を受験できる職員は、試験を実施する年度の4月1日に、次の要件を満たす者とする。

- (1) 「荘長」の職を受験できる者は、行政職給料表(一)の適用を受ける職員のうち職務の級が5級以上の者とする。
- (2) 「荘長代理」の職を受験する者は、行政職給料表(一)の適用を受ける職員のうち職務の級が4級以上で事務長に各付けされて3年以上経過し、勤続年数が15年以上の者とする。
- (3) 「事務長」の職を受験する者は、行政職給料表(一)の適用を受ける職員のうち職務の級が3級に在職する主任の職にある者で、勤続年数が10年以上の者とする。

### (昇格・昇任試験受験の申し出)

第3条 昇格・昇任を希望する職員は、柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員昇格・昇任受験申込書(様式第1号)に必要事項を記入のうえ任命権者に提出するものとする

### (所属長の意見)

第4条 任命権者は、昇格・昇任試験受験申込書の提出があった職員について、所属長の意見を求めることができる。

### (昇格・昇任の決定)

第5条 昇格・昇任試験受験者の昇格・昇任の適否について総合的に判断し、昇格・昇任を適当と認めるときは、柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員昇格・昇任試験の結果通知(様式第2号)により本人に通知する。

2 昇格・昇任を適当と認められなかった者に対しては、判定の内容を詳細に本人に伝え、職員の意欲の減退にならないように配慮しなければならない。

(昇格)

第6条 昇格後の給料月額、柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員の初任給、昇任、昇格等に関する規則（平成14年組合規則第36号）第18条の規定による。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則（平成21年12月1日組合規程第39号）

この規程は公布の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員昇格・昇任試験（ ）受験申込書

所属		採用年月	年 月
職名		勤続年数	年
氏名			
受験の動機			

私は、 年度実施の上記の昇格・昇任試験（ ）を受験したいので  
申し込めます。

年 月 日

柵原吉井特別養護老人ホーム組合管理者 様

受験者氏名 印

※以下は記入しないでください。

※受験資格確認欄	勤続族年数	年 月
※所属長の意見		
※所属長氏名	印	

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

様

柵原吉井特別養護老人ホーム組合  
管理者

あなたは、 年 月 日実施した柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員  
昇格・昇任試験で慎重審査の結果、 に昇格・昇任することに決定した  
ので通知する。